

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）の
うち、健康保険部の所管する部分

それでは、議案第3号、令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康保険部が所管する部分について御説明いたします。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、御説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿って御説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定を御覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

（2）の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、

暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億4,300万円余りの所要額となるものであります。

6 ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7 ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定について御説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を

必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額2万900円から2万6千300円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3) の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額56万4千500円から月額58万7千800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4) の影響額ですが、給料・報酬が5億3千万円余り、期末勤勉手当が1億8千600万円余り、合計で7億1千700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

大津市予算関係議案、一般会計予算説明書の20ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項2 手数料、目2 民生手数料、節1 社会福祉手数料、説明欄の介護予防計画作成手数料は、あんしん長寿相談所等が行う、要支援の方や、総合事業対象者の方の介護予防ケアプラン等の作成にかかる手数料の補正です。

22ページをお願いいたします。

目3 衛生手数料、節1 保健衛生手数料、説明欄の診療所開設許可等手数料から毒物劇物販売業許可手数料までは、許可申請等の審査に係る手数料の補正です。

説明欄の犬の登録等手数料は、狂犬病予防注射済票の交付及び新規登録等にかかる手数料の補正です。

説明欄の食品営業許可手数料は、食品営業許可申請に係る手数料の補正です。

説明欄の生活衛生営業許可等手数料は、旅館業法などの生活衛生営業許可等申請に係る手数料の補正です。

24ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節2 障害福祉費国庫補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金のうち健康保険部保健所分は、精神障害者等への早期介入・支援事業に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補

正に伴い増額するものです。

節4 児童福祉費国庫補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金のうち健康保険部保健所分は、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業等に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

説明欄の出産・子育て応援交付金のうち健康保険部保健所分は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に要する経費に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

説明欄の児童虐待防止対策支援事業費補助金のうち健康保険部保健所分は、地域障害児支援体制強化事業等に係る国庫補助金の補正であり、国庫補助所要額の増額等に伴い増額するものです。

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金、説明欄の特定感染症検査事業費補助金は、H I Vや肝炎ウイルスなどの感染症の検査及び風しんの抗体検査並びに相談事業に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い減額するものです。

説明欄の難病患者地域支援対策推進事業費補助金は、訪問相談員の育成や難病対策地域協議会の運営等難病患者に対する地域支援対策に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

説明欄の母子保健衛生費補助金は、妊娠・出産包括支援事業に係る

国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

説明欄の結核対策特別促進事業費補助金は、結核のDOTS（直接服薬確認療法）に要する経費に係る国庫補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

26ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄の拠出制国民年金事務委託金の健康保険部分は、国民年金事務にかかる必要経費に対して交付される委託金であり、常勤職員給与費及び会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、説明欄の衛生統計調査委託金は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に対して交付される委託金であり、常勤職員給与費及び会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1障害福祉費県補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金のうち健康保険部保健所分は、精神障害者等への早期介入・支援事業に係る県補助金の補正であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

28ページをお願いいたします。

節3児童福祉費県補助金、説明欄の地域障害児支援体制強化事業補助金のうち健康保険部保健所分は、地域障害児支援体制強化事業

に係る県補助金の補正であり、新たに採択が見込まれることに伴い増額するものです。

説明欄の地域子育て支援事業費補助金のうち健康保険部保健所分は、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業等に係る補助金であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い減額するものです。

なお、国庫補助金の子ども・子育て支援交付金と対象は同一ですが、利用者支援事業にかかる補助率が違うため、こちらは減額となります。

説明欄の子ども・子育て施策推進交付金の健康保険部保健所分は、妊産婦健康診査等に係る交付金であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

説明欄の出産・子育て応援交付金事業補助金の健康保険部保健所分は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に係る補助金であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い増額するものです。

目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金、説明欄の自殺対策強化事業交付金は、自殺未遂者に対する支援等の自殺対策に係る交付金であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴い減額するものです。

30ページをお願いいたします。

項3 委託金、目3 衛生費委託金、節1 保健衛生費委託金、説明欄の特定疾患治療研究事業委託金は、原因不明で治療方法が確立してい

ない指定難病に係る医療費助成の申請受付等に係る委託金であり、会計年度任用職員の雇用経費の補正等に伴い減額するものです。

説明欄の母子保健事業委託金は、周産期保健医療連絡調整会議に係る委託金であり、常勤職員給与費の補正に伴い増額するものです。

款 2 2 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 3 民生費雑入、説明欄の一体的実施受託金は、常勤職員給与費及び会計年度任用職員雇用経費の補正に伴い増額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

40 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、説明欄の 1 常勤職員給与費（37 人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正であり、うち健康保険部は 12 人です。

説明欄の 5 福祉医療費助成事務費は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

42 ページをお願いいたします。

目 4 老人福祉費、説明欄の 1 常勤職員給与費（28 人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の 2 老人福祉対策費から 4 会計年度任用職員雇用経費までの各項目は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目 5 国民年金費、説明欄の 1 常勤職員給与費（3 人）は、給与改定

等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の 2 国民年金事務費は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目 6 国民健康保険事業特別会計繰出金、目 7 介護保険事業特別会計繰出金及び目 8 後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、各特別会計予算の補正に伴う繰出金の補正です。

4 6 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、説明欄の 1 常勤職員給与費（21 人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の 2 医務薬務等指導費から 6 会計年度任用職員雇用経費までの各項目は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目 2 予防費、説明欄の 1 常勤職員給与費（26 人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の 2 狂犬病予防対策費から 4 予防接種対策費までの各項目は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目 3 総合保健センター運営費、説明欄の 1 常勤職員給与費（63 人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の 2 総合保健センター管理運営費は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目 4 母子保健費、説明欄の 1 常勤職員給与費（7 人）は、給与改定

等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄の2 小児保健対策費及び3 母性保健対策費は、給与改定等による会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

48 ページをお願いいたします。

目6 環境衛生費、説明欄の1 常勤職員給与費（29人）は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

以上、議案第3号、令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康保険部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。